

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会
(事務局:気候変動対策認証センター)御中

平成24年 3月 9日

オフセット・クレジット(J-VER)プロジェクト登録依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における妥当性確認が終了しましたので、プロジェクト登録を依頼します。

プロジェクト名 ¹			
山梨県有限会社藤原造林による CO2 吸収量の増大(間伐促進プロジェクト)事業			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	有限会社 藤原造林(ユウゲンガイシャ フジハラゾウリン)		
住所	山梨県甲斐市大下条 466-4		
代表者氏名	藤原 正志	代表者役職	代表取締役
担当者氏名	水野 督子	担当者 所属部署・役職	総務主任
担当者 E-mail	t.mizuno.fujiharazourin@gmail.com	担当者電話番号	055-242-6228
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	上記同様		
プロジェクト参加者名	財団法人 山梨県森林土木コンサルタント		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	有限会社 藤原造林(ユウゲンガイシャ フジハラゾウリン)		
	以下のうち当てはまる項目に☑ <input checked="" type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認機関			
妥当性確認機関名	SGSジャパン株式会社		

¹ プロジェクト名は、抽象的な表現を避け、「〇〇県△△事業者による□□(排出削減技術)を用いた温室効果ガス排出削減事業」のように、先にプロジェクト実施場所やプロジェクト事業者名を入れる等により、第三者に事業内容が伝わりやすいものとしてください。但し、事業の愛称やキャッチコピーをサブタイトルとしてつけていただくことは可能です。

プロジェクト情報	
プロジェクト概要 ²	<p>(具体的な内容を簡潔に記載すること。)</p> <p>【プロジェクトの目的・内容】</p> <p>本プロジェクトは山梨県内三か所(上帯那施業団地、明野小笠原団地、高根西部団地)の森林の間伐事業により CO2 クレジットを獲得し、そのクレジットの販売により得られる資金を間伐等の森林整備に利用することを目的とする。プロジェクトの対象地は、集落、農地等から比較的近い里山の森林であり、小規模な森林所有者が個々に育成した森林を(有)藤原造林が長期の経営受託により集約化し管理経営している。</p> <p>対象森林は、施業単位(地番ごとの面積)が小さく構成樹種はスギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツと多様であるという特徴を有している。</p> <p>管理経営の方針は、間伐期の森林が多いことから、当面間伐を主体とした施業を行うこととしているが、木材価格等の状況から通常の方法では適切に間伐を行うことが困難であり、高密度な路網を整備し、これを其盤としてハーベスタ等の高性能林業機械を導入し伐出コストを抑制することとしている。</p> <p>また、天然林についても森林所有者から受託している森林であることから、放置することなく可能な箇所から不要木、不良木の除伐等の間伐を行い林相の改良を行うこととしている。</p> <p>【適格性基準との整合性】</p> <p>プロジェクト対象地は地域森林計画*の付属資料である森林簿に掲載されている森林であり森林法第 5 条に規定する森林である。*地域森林計画書(富士川上流森林計画区)、計画期間平成 19 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日、樹立者 山梨県</p> <p>①上帯那施業団地、明野小笠原団地、高根西部団地ともに森林施業計画認定書に記載のとおり</p> <p>②森林施業計画内において、クレジット発行対象期間内に土地転用が計画されていない。また、森林法第 5 条の届け出は別紙のとおり揃えている。</p> <p>③間伐・主伐は、甲府市森林整備計画、北柱市森林整備計画に定められた方法に従っている。</p> <p>④2008 年以前の施業林分については伐採届(資料 1-P)のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> -上帯那施業団地についての認定書 森林施業計画認定書、産発第 1155 号、認定番号 19-6 (平成 20 年 3 月 3 日) 森林施業計画認定書、産発第 3-98 号、認定番号 14-6 (平成 15 年 3 月 3 日) -高根西部団地についての認定書 森林施業計画認定書、北柱林政第 1296 号、認定番号北柱 21-1 (平成 22 年 3 月 10 日) -明野小笠原団地についての認定書 森林施業計画認定書、北柱林政第 943 号 認定番号北柱 22-1 (平成 22 年 9 月 27 日) <p>【法令遵守状況】</p> <p>森林・林業基本法(第 9 条)、森林法(第 5 条)を遵守する計画となっている。</p> <p>【採用技術】</p> <p>樹高測定器: VERTEX、胸高直径: 直径巻尺、経度緯度の測定: GPS、測量機器: コンパス</p> <p>詳細はプロジェクト計画書参照</p> <p>【モニタリング方法】</p> <p>基本的にガイドラインに準拠し設定するが、特徴として、極めて小面積(小班の平均面積は 0.2 ha)の森林所有者を取りまとめ施業受託を受け集約化しているということから、1 ha 以上のモニタリングポイントでプロットを設定できない箇所が存在する。また、作業道(幅 2.5m)を近年開設し路網密度を高めているということから、作業道(幅員 2.5 m)から樹高の 2 倍以上離れた箇所プロットを設定することが困難な場合が発生する可能性がある。</p> <p>上記のような場合は、できるだけ 1 ha に近い大きな面積の小班にモニタリングプロットを設定する、小班の全域の立木を対象とした毎木調査を行うなどにより正確性と保守性の原則に適合する地位級の判定を行う。</p>

² プロジェクト概要は、プロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA/QC 体制等に関することを 2 ページ以内で具体的に記述してください。

	<p>対象森林を構成する樹種の林齢の特定方法について、施業計画に即していないと判明した場合は、間伐後であれば複数の伐根から林齢を特定し、間伐前なら何本か伐採して確認する。または、伐採等の記録を所有者に聞くなどして過去の施業について調べる。これら情報から保守性の原則に従い、林齢を判断することとする。</p> <p>【GHG 算定式の方法論への準拠性】</p> <p>オフセット・クレジット制度の「モニタリング方法ガイドライン」森林管理プロジェクト用 Ver.4.0 に基づき実施するため、GHG 算定式の方法論に準拠している。</p> <p>【モニタリング体制】</p> <p>吸収量算定責任者は代表取締役社長とし、プロジェクトの監督及び最終承認者とする。吸収量算定担当者及び吸収量算定データ管理者は総務主任とし、データの編集・解析、クレジットの計算申請書の作成、モニタリング報告書の作成を行う。吸収量算定データ収集者は計画施工主任とし、対象地における測量と現地調査機器の較正を行う。また、山梨県森林土木コンサルタントはプロジェクトの外部監査として最終的なモニタリングデータの確認、吸収量の算定チェックを行う。</p> <p>【QA / QC 体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育訓練：吸収量算定責任者は吸収量算定担当者に対してモニタリングにおける手順や算定基準に対する教育研修など、モニタリング及び純吸収量算定・報告に関する知識等を継続的に普及させることについて、信頼性確保のために重要であると考え、組織内においてモニタリング体系や手順、測定機器の維持管理の周知徹底を行う。 ・情報の保管：検証機関が吸収量の算定結果を再計算できるように、プロジェクト策定時に使用したデータを電子媒体にして保存する。データ管理は、吸収量算定担当者により情報漏洩防止のためにパソコン起動時にパスワード認証システムを使用する。また、データ保存期間はガイドラインに準拠し平成 35 年 3 月 31 日とする。 ・データの確認：報告データの信頼性を高めるためには、データチェックが必要である。そのため、収集単位の確認、調査野帳と算定ファイルの突合せ、使用した係数等の確認、林分間の比較、恣意的なデータ・はずれ値の識別を行う。データの入力ミスを防止するために、吸収量算定担当者及び外部監査で複数のチェックを整える体制にする。 ・監査：モニタリング、データ収集、純吸収量の算定、報告書といった一連の報告プロセスの信頼性の維持・向上のため、モニタリング体制、ガイドライン等に対して組織が適切な活動が実施されているか、効率よく機能しているか月一回の全体ミーティングを通し内部で確認する。現地調査、吸収量の算定等のプロジェクト実施全体にわたり森林の調査を専門とする外部の調査機関による外部監査を行う。 ・測定機器の維持管理：データ収集者は機器マニュアルに沿って保管し、モニタリング実施前に点検を行い、適切に測量できるようにする。
<p>プロジェクト実施場所</p>	<p>山梨県甲府市上帯那町、山梨県北柱市明野町、山梨県北柱市高根町</p>
<p><方法論 R001・R002・R003 のみ></p>	<p>32.27ha</p>
<p>プロジェクト対象面積</p>	
<p>プロジェクト期間</p>	<p>2007 年 4 月 1 日 ～2013 年 3 月 31 日(6 年 0 ヶ月)</p>
<p>クレジット期間</p>	<p>2008 年 4 月 1 日 ～2013 年 3 月 31 日</p>

プロジェクト計画開始 届提出日		2011年12月 7日					
妥当性確認終了日		2012年3月7日					
想定削減・ 吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計 ³
	t-CO2	70.5	85.5	113.3	153.5	163.8	586
適用モニタリング方法 ガイドライン		オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン (森林管理 プロジェクト用) ver. 4.0					
適用方法論		方法論番号	No.R. 001 ver. 5.0				
		方法論名称	森林経営活動による CO2 吸収量の増大(間伐促進プロジェクト)				
ダブルカウントの防止措置							
ダブルカウントの防止 の措置を講ずる事業者		プロジェクト代表事業者と同一					印

³ 合計の値から少数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

<p>ダブルカウントの防止措置内容</p>	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p style="padding-left: 40px;">類似制度名: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="padding-left: 40px;">理由: _____</p> <p>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>
-----------------------	---

	<p>【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。</p> <p>あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ホームページ ホームページ URL: <u>http://www.yama-mori.com</u></p> <p><input type="checkbox"/> 出版物（環境報告書/定期刊行物）</p> <p><input type="checkbox"/> その他 具体的に: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。</p> <p>【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 公的な報告・公表制度には参加していません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の公的な報告・公表制度に参加しています</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。 <input type="checkbox"/> 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。 <input type="checkbox"/> 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。 <input type="checkbox"/> 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。 <p>制度名: _____</p> <p><input type="checkbox"/> その他 具体的に: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。</p>
備考欄	

以上